

埼玉県

中小企業

生産年齢人口の減少等に起因した人手不足の課題解決に向け、機器・ITツール等の導入による省力化に取り組み、成長を目指す県内中小企業者等に対し、設備投資に要する経費の一部を補助します。

人手不足対応支援事業 補助金

補助対象者：人手不足の状態にある県内中小企業者等
(主な対象者要件については、裏面をご参照ください。)

【補助対象事業】

補助対象者が県内事業所等において、 補助対象となる製品カテゴリに含まれる 機器・ITツール等を活用し、省力化に取り組む事業

(例) 人手不足を補う省力化のために必要な **機器の導入**

■産業用ドローン ■無人搬送車 ■協働ロボット ■自動券売機 ■自動調理補助機 など

(例) 人手不足を補う省力化のために必要な **ITツールの導入**

■AIチャットボット ■業務自動化ツール ■在庫管理ツール ■勤怠管理ツール など

(例) 人手不足を補う省力化のために必要な **システムの導入**

■注文・会計システム ■配車管理システム ■検品・仕分システム ■ノーコードツール など

製品カテゴリにつきましては裏面をご参照ください

補助金の申請期間 すべてオンラインでの申請
令和6年 **8月9日(金)～9月6日(金) 16時**

補助対象者の**交付決定**
令和6年 **10月中旬(予定)**

補助事業の実施期間
交付決定日～令和7年 **2月28日(金)**

【補助率・補助額】 補助率：補助対象経費の **2分の1** 以内
補助額： **15万円以上 200万円以下**

※予算額(2億円)の範囲内で審査の上、交付決定します。
※省力化に取り組む事業が一次産業である事業は対象外です。

【申請受付】 受付方法：電子申請のみで受け付けます。
「埼玉県 中小企業人手不足対応支援事業 補助金」の
ホームページから、必要事項を入力してお申し込みください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin_1.html



※補助金の申請受付は県が指定する電子申請システムによる受け付けのみとし、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参等では、受け付けませんのでご了承ください。

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金

【製品カテゴリ(抜粋)】 ※その他の製品カテゴリについては、県ホームページをご参照ください。

カテゴリ名	製品名(例)	想定業務(例)	用途・省力化のイメージ(例)
産業用ドローン	点検用ドローン	現場状況の点検	工事現場や災害現場、樹木状況など、人手のかかる点検作業を効率化し、リスク低減を図る。
無人搬送車	無人搬送車	倉庫・工場での荷役、 貨物搬出	物流倉庫等の運搬の重労働を無人搬送車が代替することで荷役負担を軽減し、省力化する。
	資材運搬ロボット	建設現場での 資材運搬	建設現場での重たい資材の運搬をロボットによる自動運搬とすることで省力化する。
協働ロボット	産業用 ロボットアーム	機械加工、仕分け	製造現場の緻密な作業をロボットが代替することで人手による作業負担を軽減し、効率化する。
AIチャットボット	AIチャットボット システム	問合せ対応業務	顧客からの様々な質問に自動で適切な回答を絞りこんで対応することで、人手による対応を削減し、効率化する。
業務自動化ツール	議事録作成ツール	会議	会議時の議事録作成業務をAI機能によりデジタル化し、人による議事録作成業務を省力化する。
注文・会計システム	セルフオーダー システム	注文受付	飲食店等での注文を顧客自身のモバイル端末での操作とし、注文受付作業の手間を省き、効率化する。
配車管理システム	配車管理システム	配車管理	配車やルート設定等を最適化し、配送業務時間や車両台数の削減によりドライバーの業務を省力化する。

【補助対象経費】

- ①製品カテゴリに含まれる機器・IT ツール等の購入費（中古品の購入、リース・レンタル・クラウド及びサブスクリプションサービス等の利用料を含む。）
- ②上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。
※製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等でなければ、本補助金は申請できません。
※直接間接を問わず、国・県・市町村等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは補助の対象外となります。（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）

【主な対象者要件】 ※その他の要件については、県ホームページをご参照ください

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者又は主たる事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者）であること。
- ②以下のいずれか一つに該当し、人手不足であること。
 - ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
 - イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
 - ウ 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。
 - エ ア～ウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある。

■ お問合せ先

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金事務局（一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

TEL：048-762-9290（平日9時～17時）

Mail：hitodebusoku@sai-smeca.org

■ 埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

TEL：048-830-3903

公募要領等をよくご確認の上、申請をお願いします。

この事業は埼玉県の委託により
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。



令和6年8月